

平成30（2018）年度 大阪大学大学院法学研究科研究生出願要項
（外国人留学生用）

1. 出願資格

- （1） 修士の学位を有する者及び入学日の前日までに修士の学位を有する見込みの者
- （2） 教授会の議を経て研究科長が上記（1）と同等以上の学力があると認めた者

2. 入学日及び在学期間

入学日は月の初日とし、在学期間は入学を許可された日から平成31（2019）年3月31日までとします。
ただし、研究上必要と認められた場合は、在学期間の延長を認めることがあります。

3. 出願書類

出願者は次の書類及び検定料をとりまとめ提出してください。

- （1） 入学願書（本研究科所定用紙）
- （2） 外国学生身上調書（本研究科所定用紙）
- （3） 出身大学院の修了（見込）証明書及び学業成績証明書
- （4） 写真（名刺型、上半身脱帽、無背景で3ヶ月以内に撮影したものを、本研究科所定の入学願書に貼付してください。）
- （5） 研究計画書（2,000字程度。法学研究科でどのような研究をしたいのか、すでに学んだ専門知識と法学・政治学の研究との関連性、将来計画等を出願者本人が日本語で書いてください。）（様式自由）
- （6） 日本語の能力についての証明書の写し又は日本語を学習した機関又は教師による証明
日本語能力試験においてN1もしくはN2の認定を得ている場合は、日本語能力試験の認定書及び「認定結果及び成績に関する証明書」の写しを提出してください。
- （7） 出身大学院の学長又は研究科長の推薦書
- （8） 検定料9,800円
所定の検定料振込依頼書に必要事項を記入して必ず金融機関窓口で振込んでください（ゆうちょ銀行（郵便局）・ATMからの振込みはできません。また、現金や郵便普通為替での支払いもできません。）。ご依頼人氏名欄には、必ず出願者本人の氏名を記入してください。振込手数料は本人負担とします。
振込後、領収印を受けた検定料納入証明書を入学願書の所定の場所に貼付してください。
この検定料は平成30（2018）年3月までの金額であり、改定されることがあります。
- （9） 既に日本に在留している者は、市区町村長が発行した「住民票の写し」
- （10） 本国政府が発行した旅券（パスポート）の写し

4. 出願方法

- ・ 出願書類の受付は、郵送（書留郵便）によるものとします。
- ・ 既に日本に在留している者は、原則として、入学を希望する日の2ヶ月前までに提出してください。
現在外国に居住している者は、原則として、入学を希望する日の4ヶ月前までに提出してください。
- ・ 出願先については、末尾の「問い合わせ先」を参照してください。

5. 選考方法

書類審査及び担当教員の面接等の上、本研究科教授会の議を経て研究科長が可否を決定します。
なお、審査のため、必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。

6. 合格者発表

合格者決定後、合格者には合格通知書及び入学手続書類を発送します。

7. 入学手続及び納入金

入学手続は、入学手続案内時に通知する期間内に法学研究科教務係で行ってください。

郵送により入学手続を行う場合は、書留郵便によるものとし、入学手続期間内必着とします。
年度末の場合は入学手続期間が短くなりますので、あらかじめご了承ください。

(1) 納入金 入学科 84,600円

授業料 半年分 173,400円 前納(年額 346,800円)

なお、入学科は入学手続期間内に、授業料は春・夏学期分を平成30(2018)年5月末日までに、
秋・冬学期分を30(2018)年11月末日までに、本研究科所定の振込用紙により金融機関から振
り込んでください。(年度途中入学者の授業料金額は、別に指定します。)

(2) 所定の期間内に入学手続を行わない場合は、入学を辞退したものとして取り扱います。

8. 個人情報の取扱い

(1) 出願時に提出された氏名、住所、その他の個人情報については、入学者選抜(出願処理、選抜試験実施)、
合格発表及び入学手続等の入試業務を行うために利用します。

なお、入学者については、教務(学籍管理、修学指導等)、学生支援(健康管理、奨学援助支援、就職支
援等)及び授業料収納に関する業務を行うためにも利用します。

(2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入試結果の集計・分析及び入学者選抜方法の調査・研究の
ために利用します。

(3) 上記の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の業者に委託する場合があります。

この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだ上で、当該事業者に対して、
提出していただいた個人情報の全部又は一部を提供します。

9. 注意事項

(1) 出願手続後は、出願書類の記載事項の変更はできません。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 既納の検定料は次の場合を除き返還しません。

- ① 出願したが受験資格がなかった場合
- ② 出願書類受理期限後に書類が本研究科に到着した場合
- ③ 出願書類に不備があり、受理されなかった場合
- ④ 検定料を払い込んだが、本研究科に出願しなかった場合
- ⑤ 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

なお、上記の場合は、検定料の返還請求を行ってください〔(4)参照〕。

(4) 検定料返還請求の方法

返還請求の理由、氏名(フリガナとも)、現住所、連絡先電話番号を明記した検定料返還請求書(様式は
自由)を作成し、必ず「大阪大学大学院法学研究科検定料納入証明書」を添付して速やかに郵送してくだ
さい。

(5) 入学科及び授業料は改定されることがあります。

(6) 研究生は入学科及び授業料の免除制度の対象となりません。

(7) 研究生が年度途中で退学する場合は、希望する1ヶ月前に所定の退学願を提出してください。

(8) 研究生が民間の奨学金を受けることはきわめて困難です。

(9) 研究生は、学割(学校学生生徒旅客運賃割引証)及び通学定期乗車券を利用することはできません。

【問い合わせ先】

大阪大学大学院法学研究科

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1番6号

TEL: 06-6850-6942(直通) E-mail: houkyoumu@law.osaka-u.ac.jp

(電車) 阪急電鉄宝塚線 石橋駅下車 東南へ徒歩約20分

(モノレール) 大阪モノレール 柴原駅下車 北西へ徒歩約10分

URL: <http://www.law.osaka-u.ac.jp/>